

青森大学・青森短期大学間の単位互換に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青森大学（以下「大学」という。）と青森短期大学（以下「短大」という。）との間において、相互の授業を履修させる（以下「単位互換」という。）場合の必要な事項を定める。

(単位互換科目)

第2条 単位互換ができる科目は、履修先で定めている全ての授業科目とする。

(履修結果)

第3条 大学及び短大は、単位互換として履修した科目の履修結果については、学生が所属する大学、短大に通知するものとする。

2 本規程により修得した単位については、大学では学則第12条第3項の規定に基づき、教授会の議を経て30単位を超えない範囲で、大学の卒業要件単位として認めることができる。

また、短大では学則第9条第2項第5号の規定に基づき、30単位を超えない範囲で短大において習得したものとみなし、卒業の要件単位として認めることができる。

ただし、大学、短大とも教職に関する科目については、卒業要件単位としては認めないものとする。

(履修手続き)

第4条 単位互換を志願する者は、学年、又は学期の授業の始まる前に、IT化教育支援システムによる履修登録手続きをするほか、別紙様式の履修願を事務局教務課に提出するものとする。

2 履修願は教務課が受理した段階で、許可されたものとする。

なお、教務課長は、履修願について、疑義があるときは、受理せずに当該学生が所属する学科長又は部長、さらに履修先の学科長または部長に協議し疑義を解消した上で、受理するものとする。

(単位互換の時期及び期間)

第5条 単位互換の履修開始は、学年又は学期の始めとする。

2 履修期間は、その学年又は学期限りとする。

(授業料)

第6条 履修先の大学又は短大は、当該学生からの授業料は、徴収しないものとする。

(その他)

- 第7条 大学学則第12条第2項に定める「学生に他の短期大学の授業科目を履修させる場合、あらかじめ必要となる当該短期大学との協議」については、本規程を定めることで協議したものとみなすこととする。
- 2 短大学則第9条第2項第4号に定める「学生に他の大学の授業科目を履修させる場合あらかじめ必要となる当該大学との協議」については、本規程を定めることで協議したものとみなすこととする。
- 3 この規程に定めのない事項については、大学・短大双方の学長が協議して決定する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(第4条関係別紙様式)

平成 年 月 日

単位互換に関する履修願

教 務 課 長 殿

学部・学科名

学年・学籍番号

(ふりがな)
氏 名

電話番号

メールアドレス

単位互換科目として下記の青森短期大学（又は青森大学）の科目を履修
いたしたく申請します。

記

科目名	開講学期	曜日	時限	備考